

後期高齢者医療保険料の変更点

ホームページID 1231

- ①後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合医療費の増加などを見込んで2年ごとに見直すこととなっており、令和8年度の保険料率が決定されました。
- ②低所得者に対する負担の軽減を目的に、一定の所得以下の世帯は、均等割が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準および軽減割合について、範囲を拡大しました。

(別表4) 後期高齢者医療保険料率

	医療分		子ども分(新設)	
	均等割額	所得割額	均等割額	所得割額
令和7年度	4万9,100円	10.07%	—	—
令和8年度	5万4,600円	9.78%	1,400円	0.25%

(別表5) 後期高齢者医療保険料 賦課限度額

	医療分	子ども分(新設)
令和7年度	80万円	—
令和8年度	85万円	2万1,000円

(別表6) 後期高齢者医療保険料 均等割額の軽減判定所得基準

軽減割合	世帯主と被保険者の前年所得の合計		
	医療分	子ども分	
令和8年度	7.2割軽減	7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)※ (令和7年度から変更なし)
	5割軽減		基礎控除額(43万円)+31.0万円 (令和7年度は30.5万円) ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)※
	2割軽減		基礎控除額(43万円)+57.0万円 (令和7年度は56.0万円) ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)※

※「10万円×(年金・給与所得者等の数-1)」の部分は、年金・給与所得者等の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者等の数は、同一世帯の世帯主と被保険者のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です  
 ▷給与収入が55万円を超える人(事業専従者給与分を除く)  
 ▷公的年金等収入額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える人

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料が変わります



制度改正により、国民健康保険税と後期高齢者医療保険料が別表のとおり一部変更になります。具体的には、7月中旬に発送する、令和8年度の納税通知書などで確認してください。詳しくは、☎保険年金課(☎2429)へ。

共通の変更点

- ①令和8年度から子ども・子育て支援金制度の施行により、新たに子ども・子育て支援金を納付してもらいます。  
**■子ども・子育て支援金制度とは**  
 高齢者を含む全世代や企業の皆さんから支援金を納付してもらうことで、社会全体で子育て世帯を応援する仕組みです。皆さんから納付された支援金は、児童手当の拡充・妊婦のための支援給付・育児時短就業給付・出生後休業支援給付・育児期間中の国民年金保険料の免除・こども誰でも通園制度などの子育てを応援する施策に充てられます。
- ②高所得者に応分の負担を求め、中低所得者の負担軽減を図ることを目的に、課税・賦課限度額を引き上げました。



がん患者医療用ウィッグ等購入費の補助を行っています

ホームページID 8796

市は、がん治療に伴う外見の変化をカバーする補整具の購入費用の補助を行っています。4月1日から頭部冷却療法で使用するキャップや専用入浴着なども対象になりました。詳しくは、☎市保健センター(☎1321)へ。

**対象者** 市内在住で、がん治療に伴う脱毛や手術により、医療用ウィッグ等が必要になり、購入などの要件を満たす人



補助対象用品

- ▷医療用ウィッグなど=がん治療による頭部の脱毛を保護するために着用するウィッグや帽子、頭部冷却療法で使用するキャップ
- ▷胸部補整具=切除された乳房を補整するためのパッドなどやそれを固定する下着、手術跡を隠すための専用入浴着
- ▷エピテーゼ=人工乳房(体の表面に装着するもの)など

補助対象要件

- ▷購入時および申請時に市内に住居登録があること
- ▷医療保険の対象でないもの
- ▷購入から1年以内のもの
- ※令和8年4月1日から対象になったものは、その日以降に購入したもの
- 補助金額** 補助対象用品の購入に要した額とし、次の金額を上限とします
- ▷医療用ウィッグなど=3万円
- ▷胸部補整具=2万円
- ▷エピテーゼ=5万円
- ※申請はそれぞれ1人1回まで
- その他** 申請方法などの詳細は、市ホームページ(下の2次元コード)を確認するか、市保健センターに問い合わせください

市ホームページはこちら▶



国民健康保険税の変更点

ホームページID 5613

低所得者に対する負担の軽減を目的に、一定の所得以下の世帯は、均等割と平等割が軽減されています。この軽減対象となる所得の基準について、範囲を拡大しました。

(別表1) 令和8年度 国民健康保険税率

区分	税率	
	所得割率	均等割額
医療分	7.7%	2万6,000円
	—	2万4,000円
	—	—
後期分	2.7%	9,000円
	—	9,000円
	—	—
介護分	2.1%	1万円
	—	7,000円
	—	—
子ども分(新設)	0.3%	1,300円
	—	800円
	—	—

※18歳以上被保険者均等割額を含む  
 ※子ども分の18歳未満被保険者(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前の者)に係る均等割額は全額軽減されます

(別表2) 国民健康保険税 課税限度額

	医療分	支援金分	介護分(40~64歳)	子ども分(新設)
令和7年度	66万円	26万円	17万円	—
令和8年度	67万円	26万円(変更なし)	17万円(変更なし)	3万円

(別表3) 国民健康保険税 均等割額および平等割額の軽減判定所得基準

軽減割合	世帯主と被保険者の前年所得の合計		
	医療分	子ども分	
令和8年度	7割軽減	基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)※ (令和7年度から変更なし)	
	5割軽減		基礎控除額(43万円)+31.0万円 (令和7年度は30.5万円) ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)※
	2割軽減		基礎控除額(43万円)+57.0万円 (令和7年度は56.0万円) ×被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)※

※「10万円×(給与所得者等の数-1)」の部分は給与所得者等の数が2以上の場合のみ計算します。給与所得者等の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、給与収入が55万円超または公的年金等の支給額が65歳未満は60万円超の人、65歳以上は125万円超の人の合計人数になります